

## 山梨県立北病院入院患者等給食業務委託契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）、                    （以下「乙」という。）及び公益社団法人日本メディカル給食協会（以下「丙」という。）は、甲における入院患者等給食業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1) 業務の名称

山梨県立北病院入院患者等給食業務

(2) 業務の実施場所

山梨県韮崎市旭町上条南割3314-13 山梨県立北病院

(3) 業務の内容

入院患者等の給食に係る全ての業務を行うものとし、詳細については、山梨県立北病院入院患者等給食業務に係る業務委託実施仕様書及び乙が提出した提案書（以下「仕様書等」という。）に定めるところによる。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約を締結した日から令和10年3月31日までとする。

【給食供給期間】令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（法令等の遵守）

第3条 乙は、委託業務を行うに当たり、仕様書等に定めるもののほか、次の法令等を遵守しなければならない。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）

(2) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）

(3) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

(4) 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等（平成6年8月5日厚生省告示第238号）

(5) 入院時食事療養費に係る入院時生活療養に係る生活療養の実施上の留意事項について（平成18年3月6日保医発第0306009号）

(6) 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発第98号）

(7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

(8) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号別添・最終改正平成29年6月16日付生食発0616第1号）

(9) 食事箋基準（山梨県立北病院作成）

（業務の要項）

第4条 この契約により委託する業務の要項は、次のとおりとする。

(1) 品名、予定業務数量、食材費単価（消費税及び地方消費税を除く。）

① 一般食

朝食 一食当たり [ ] 円〔予定業務数量 124,000食／期間〕

昼食 一食当たり [ ] 円〔予定業務数量 154,000食／期間〕

夕食 一食当たり [ ] 円〔予定業務数量 127,000食／期間〕

② 特別食

朝食 一食当たり [ ] 円〔予定業務数量 12,000食／期間〕

昼食 一食当たり [ ] 円〔予定業務数量 13,000食／期間〕

夕食 一食当たり [ ] 円〔予定業務数量 12,000食／期間〕

③ 液状栄養食品

甲は、別途、購入実費を乙に支払うものとする。

(2) 一般食及び特別食の細目については、仕様書及び食事箋基準の定めるところによる。

(3) 管理費は、月額 [ ] 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

ただし、「業務委託実施仕様書」に定める「26 業務保全基準」の削減措置に該当した場合は、管理費に10分の5を乗じた [ ] 円とする。

(契約保証金)

第5条 甲は、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第3号に基づき、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理方法)

第6条 乙は、仕様書等及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

2 仕様書等に規定する事項の解釈は、特段の定めがない限り、甲の解釈するところによる。

(委託料の改定)

第7条 経済変動その他予測できない事由により第4条に規定する契約単価を維持することが相当でないと認められるときは、甲と乙が協議の上、契約価格を改定することができるものとする。

(業務中断の禁止)

第8条 乙は、委託業務を毎日行うものとし、いかなる理由があっても中断してはならない。

(業務についての指示)

第9条 甲は、病棟における配膳業務の履行については甲の指定する山梨県立北病院看護部の職員に、その他の業務の履行については甲の指定する山梨県立北病院栄養管理科の職員（以下「監督員」と総称する。）に指示させるものとする。

2 乙は、監督員から仕様書等又は第3条に掲げる法令等に基づき委託業務の履行内容の改善を求められたときは、これに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 乙は、甲の許可がなければ、委託業務の履行を第三者に委任し、若しくは請け負わせ、

又は施設等を使用し、若しくは利用させてはならない。

(業務完了報告書の提出及び委託料の請求)

第11条 乙は、毎月の委託業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、甲が前項の業務完了報告書に基づき業務の実施状況を審査し委託業務が適正に実施されたと認めたとき、甲に対し委託料の請求ができるものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、毎月の委託業務完了後、各食の食材費単価に業務数量を乗じ、当該額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額及び液状栄養食品の購入実費及び月額管理費に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を甲に対して請求できるものとする。

2 業務数量は、食事箋オーダーの締切り直後の食数集計表の食数及び締切り後の追加食数の合計（一般食並びに特別食の朝食、昼食及び夕食の各食数）とする。この場合において、液状栄養食品のみを喫食した患者分は業務数量から除く。

3 乙は、検食及び保存食に係る費用については、食材費単価に検食及び保存食の数量を乗じ、当該額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を、別途、甲に対して請求することができる。

4 甲は、第1項の請求が適正なものと認めたときは、請求のあった日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第13条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の委託料の支払を遅滞したときは、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定めるところにより、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(情報セキュリティ要件)

第14条 乙は、この契約による委託業務を処理するための情報セキュリティについては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙及び乙の従業員は、委託業務の実施に際して知り得た甲及び甲の患者の個人情報を、契約期間中及び契約期間後においても、他に漏らしてはならない。

2 乙は、前項の義務を遵守するため、乙の従業員との間において誓約書を締結するなど、個人情報の保護について必要な措置をとらなければならない。

3 乙は、第1項の義務を遵守するため、個人情報の保護に関する管理規程を制定し、乙の従業員を教育しなければならない。

(食中毒事故の対応)

第17条 乙は、食中毒事故があった場合に備えて、あらかじめその対応策を定め、甲に

報告しなければならない。この場合において、甲は、対応策が適切でないとき  
は、その改善を求めることができる。

(委託業務の代行)

第18条 乙は、火災、労働争議、業務停止の事情によりその業務の全部又は一部の遂行  
が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として

(以下「代行者」という)を指定する。乙の申出により甲が委託業務  
の代行の必要性を認めた場合は、丙は、乙に代わって本契約の規定に従い業務を代行し  
なければならない。但し、この場合であっても、乙の本契約に基づく義務は免責されな  
い。

(業務の実施状況の検証)

第19条 甲は、必要と認めるときは、乙の委託業務の実施状況を検証することができる。

2 甲は、前項の目的を達成するために必要な範囲で、乙に委託業務の実施状況に関し書  
類の提出及び説明を求めることができる。この場合において、乙は、甲の求めに応じな  
なければならない。

(甲の解除権)

第20条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約の全部又は一部を  
解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が委託業務を完了しないとき又は完了する見込  
みがないとき甲が認めるとき。

(2) 委託業務の履行に関し、乙に不正の行為があったとき。

(3) 乙が契約上の責務を履行しないと認められるとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき  
又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77  
号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目  
的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的  
若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記  
アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下  
「独占禁止法」という。)、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第  
198条(以下「刑法の規定」という。)若しくは契約条項に違反する行為又は地方自  
治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号(以下「自治令  
の規定」という。)に該当する行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払  
わないことができる。

(違約金及び損害賠償)

- 第21条 前条第1項第1号から第4号までの規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、各食の契約単価に委託期間の残期間に応じた予定業務数量を乗じ、当該額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 独占禁止法若しくは刑法の規定に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、乙は、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、前2項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。
- 4 前条の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その損害を賠償しないものとする。
- 5 甲は、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 第22条 本契約は、乙の都合によって解除できないものとする。但し、甲の責めに帰すべき理由がある場合は、この限りではない。

(業務の引継ぎ)

- 第23条 乙は、業務の開始の2ヶ月前の間に、円滑に業務を開始できるよう、適切に前の受託業者から引継ぎを受け、練習を行い、その他必要と認められる措置を講じなければならない。
- 第24条 乙は、委託業務の終了時に次の受託業者による業務が円滑になされるよう、委託業務の終了までに業務内容に係る引継ぎその他の措置を講じなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、次の受託業者に引き継ぐべき内容その他の措置を指示することができる。
- 3 前2項の措置に必要な経費は、乙の負担とする。

(損害の負担)

- 第25条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

- 第26条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

- 第27条 この契約に定めのない事項については、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程及び契約事務取扱規程の定めるところによるものとする。
- 2 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13  
地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立北病院長 宮田量治 印

乙

印

丙

印